

広 告 書

京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例(平成26年京都府条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する産業廃棄物処理施設設置等を行うため、条例第5条第1項に規定する事業計画書(以下「事業計画書」という。)を作成したので、次のとおり広告します。

なお、条例第2条第5号に規定する関係住民等(以下「関係住民等」という。)は京都府乙訓保健所を経由して、事業計画書について生活環境保全上の見地からの意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を弊社に提出することができます。

平成30年12月3日

株式会社 大剛

1 弊社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先

名称及び代表者氏名	株式会社 大剛 代表取締役 安田奉春
所在地	京都府八幡市上奈良日ノ尾1番地の7
連絡先	TEL:075-983-8280(担当者:前田 徹)

2 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理方式並びに処理する産業廃棄物の種類

目的	<ul style="list-style-type: none">・現在、事業運営において、産業廃棄物の再資源化及び処理処分と古紙の再資源化事業を行っているところではありますが、事業拡大を行うために破砕機等の運転稼働時間の拡大を計画します。・排出事業者様の受入時間の拡大要望があり、さらなる選別精度と作業効率の向上、事業拡大のため施設稼働時間の変更を下記のとおり行います。現在8時間稼働で許可を取得しておりますが、各施設において24時間のフル稼働ではなく、工期がある建設工事等の夜間受入処理の対応のため、全施設の24時間稼働を計画します。・また、深夜電力の使用によりランニングコストの低減を目指します。
計画地	京都府長岡京市神足寺田17番2ほか4筆
処理方式	<ul style="list-style-type: none">・破砕施設(固形燃料化施設) ・分離施設・圧縮施設 ・選別・圧縮施設
処理する産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none">・分離施設 ①汚泥②廃酸③廃アルカリ④廃プラスチック類⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6種類 (缶飲料等の製造時業者等で発生又は回収された缶・ガラスびん・ペットボトル飲料等に限り、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)・破砕施設(固形燃料化施設) ①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤動植物性残さ 以上5種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)・圧縮施設 ①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類 (②③④⑤⑥については①又は⑦に付着しているものに限り、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)・選別・圧縮施設 ①廃プラスチック類(ペットボトルに限る。) ②金属くず(アルミ缶、スチール缶に限る。) ③ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスびんに限る。) 以上3種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

3 周辺地域に該当する地域

周辺地域に該当する地域	<ul style="list-style-type: none">・長岡京市神足寺田、典葉、落述、拾式、麦生周辺地区・長岡京市古市在自治会、古市農家組合 京都市伏見区淀樋爪町 (計画地の敷地境界から100メートル以内の地域及び当該地域を含む地域団体の区域)
-------------	---

4 事業計画の周知

事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間	縦覧の場所 ①長岡京市 古市在第一公民館(長岡京市神足屋敷22-1) ②長岡京市役所環境経済部環境業務課 (京都府長岡京市開田一丁目1-1) ③株式会社大剛 長岡京工場事務所 (京都府長岡京市神足寺田17番地2)
	縦覧の期間 平成30年12月3日(月)～平成31年1月5日(土) (土曜日、日曜日、祝日を除く。) 縦覧の時間 午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く)

説明会の開催を予定する日時及び場所	説明会の開催予定日時 ①平成30年12月7日(金) [縦覧期間中の金曜日] 午後19時00分から午後20時00分まで ②平成30年12月8日(土) [縦覧期間中の土曜日] 午前10時00分から午前11時00分まで 説明会の開催予定場所及びその収容人員 ・株式会社大剛長岡京工場 2階会議室 40人収容 (京都府長岡京市神足寺田17番地2)
その他の事業計画の周知方法	平成30年12月4日(火)～平成31年1月5日(土) 安田産業グループのウェブページ (http://www.yasuda-group.co.jp)に広告書を掲載する。

5 意見書の提出期限、提出先等

提出期限	平成31年1月19日(土)
提出先	〒617-0006 京都府向日市上植野町馬立8 京都府乙訓保健所 環境衛生室 TEL:075-933-1341
提出方法	持参又は郵送(必着)による
様式の入手方法	・事業計画書の縦覧の場所及び説明会の実施場所に備え付けます。 ・京都府のウェブページ(http://pref.kyoto.jp/sanpai/tetsuzuki/index.html)からダウンロードできます。

6 その他の手続等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は、京都府乙訓保健所を経由して、見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面(以下「再意見書」という。)を弊社に提出することができます。
修正見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「修正見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び修正見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、この印刷物の回覧(配布)方法と同じ方法で回覧(配布)する(この掲示板に掲載する)ほか、弊社のウェブページ(http://www.yasuda-group.co.jp)に掲載します。